

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	内閣府
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の特例措置を延長する。</p> <p>・特例措置の内容 跡地利用特措法に基づき、特定駐留軍用地等内の土地について、特定事業の用に供するため、沖縄県、関係市町村等により買い取られる場合、譲渡所得から特別控除（最高5,000万円）。</p> <p>（法期限（R4.3.31）を迎える跡地利用特措法の延長が必要）</p>		
関係条文	地方税法：第23条第1項第2号、同第3号、第32条、第51条、第72条第3号、第72条の12第3号、第72条の23、第72条の24の7第3号、第292条第1項第2号、同第3号、第313条、第314条の4、附則第34条第1項、同第4項、附則第35条第1項、同第5項		
減収見込額	[初年度] — (▲46)	[平年度] — (▲46)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するため。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成25年(2013年)の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、今後、嘉手納飛行場以南で約1,000haに及ぶ駐留軍用地が返還される予定である。特に普天間飛行場(476ha)、牧港補給地区(268ha)、那覇港湾施設(56ha)など、大規模な跡地は大きな可能性を有しており、その有効活用を図ることは今後の沖縄振興において極めて重要である。 返還予定の駐留軍用地の大部分は民有地であり、公有地が極めて少ない(※)ため、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めるためには、沖縄県、関係市町村等が返還後に必要となる土地を返還前の段階から先行取得することが不可欠である。 (※ 駐留軍用地に占める公有地の割合：本土は87.4%(国有地)、嘉手納飛行場より南は12.9%)</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進									
	政策の達成目標	沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進する。									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	改正法の法期限まで									
	同上の期間中の達成目標	・ 測定指標 特定駐留軍用地及びその跡地における土地取得実績 ・ 達成目標 特定事業の見通しの面積合計値 57.5ha (R3.3.31 現在) (特定事業の見通しは、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加)									
政策目標の達成状況	<p>・ 特定駐留軍用地等の土地取得実績 (過去5年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段()は制度開始(平成25年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1跡地指定解除)26.7haについては含めていない。</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度							
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)							
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で、個人住民税35件(減収44百万円)、法人住民税1件(同0.3百万円)、事業税1件(同1.1百万円)への適用を見込む。									
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置により、地方公共団体等による公共用地先行取得が円滑に行われることで、駐留軍用地の跡地利用の早期化が図られる。 今後返還される大規模な駐留軍用地は、その跡地利用により高い経済効果が見込まれることから、税収減を補うに余りある効果が期待できる。</p> <p>・ 駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(H27.1沖縄県公表) 対象: キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、 牧港補給地区、那覇港湾施設</p> <p>整備による直接経済効果(5地区合計): 1兆1,770億円 活動による直接経済効果(5地区合計): 1.8倍 (返還前501億円/年 → 返還後8,900億円/年)</p> <p>活動による経済波及効果(5地区合計):</p> <p>生産誘発額 1.5倍 (返還前545億円/年 → 返還後8,383億円/年)</p> <p>所得誘発額 1.5倍 (返還前141億円/年 → 返還後2,165億円/年)</p> <p>雇用誘発人数 1.8倍 (返還前4,400人 → 返還後80,503人)</p> <p>税収効果 1.8倍 (返還前57億円/年 → 返還後1,004億円/年)</p>									

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税及び法人税の軽減
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置により、土地所有者の税負担を軽減することで地方公共団体等による事業用地の取得を容易にし、迅速かつ円滑な公共事業の推進を図ることができることから、妥当性がある。

税負担軽減措置等の適用実績	・適用実績 (件数)																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25-28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税(個人)</td> <td>計 708</td> <td>543</td> <td>216</td> <td>156</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>法人税(法人)</td> <td>計 3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	所得税(個人)	計 708	543	216	156	80	法人税(法人)	計 3	2	2	1	1					
	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2																		
	所得税(個人)	計 708	543	216	156	80																		
法人税(法人)	計 3	2	2	1	1																			
※土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、適用数については、地方公共団体等に土地を売却した件数を記載																								
・減収額(地方税) (単位:億円(推計))																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25-28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人住民税</td> <td>計 9.2</td> <td>7.2</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>計 0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>百万円未満</td> <td>百万円未満</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>計 0.02</td> <td>0.05</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> <td>百万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2	法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円未満	百万円未満	事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円未満
年度	H25-28	H29	H30	R1	R2																			
個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2																			
法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円未満	百万円未満																			
事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円未満																			
※売却額から推計																								
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																							
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和2年度までに41.8ha取得したほか、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区(H30.4.1跡地指定解除))については、26.7haを確保した。</p> <p>なお、西普天間住宅地区については、租税特別措置により必要な公有地が確保されたことから、駐留軍用地返還後の迅速かつ円滑な事業着手が可能になった。(同地区内の沖縄健康医療拠点の核となる琉球大学医学部及び同病院の移転整備について、令和元年度から造成工事、同2年度から建設工事に着手。)</p>																							
前回要望時の達成目標	沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>・特定駐留軍用地等の土地取得実績 (単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5</td> <td>4.9 (9.4)</td> <td>4.8 (14.3)</td> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段()は制度開始(平成25年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1跡地指定解除)26.7haについては含めていない。</p>	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	4.5	4.9 (9.4)	4.8 (14.3)	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)							
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度																	
4.5	4.9 (9.4)	4.8 (14.3)	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																	
これまでの要望経緯	<p>平成24年度税制改正において、沖縄の特定駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(5,000万円)を新設。</p> <p>平成27年度税制改正において、特定駐留軍用地跡地に係る同様の特例措置を新設。</p>																							